

事 務 連 絡
令和3年 12 月 27 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業のスケジュール及び説明動画の公開等について

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。こどもみらい住宅支援事業に関連致しまして、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 事務局ホームページの開設予定について

令和4年1月4日の午後に事務局ホームページが開設される予定です。事務局ホームページでは、同日から本事業の対象となる建材・設備の登録が可能となります。

<事務局ホームページ（予定）>

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

2. 事業者登録の開始予定日について

令和4年1月11日の午後に本事業に交付申請を行う事業者の登録の受付を開始予定です。本事業の事業者登録は、過去の類似事業である「住宅ストック循環支援事業」とは異なり、事業者単位（1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録は不可）で登録することとなります。事業者登録には一定の審査期間をいただきますが、事務局が事業者登録を受け付けた日を事業者登録日^{*}とみなします。

以下が登録に必要なものです。

- ・事務局ホームページから作成する事業者登録申請書（法人又は個人事業主の実印の押印が必要）
- ・上記の印が確認できる印鑑証明書
- ・法人登記の登記事項証明書（法人の場合）

以上の内容につきまして、早期の登録を希望される事業者が事前にご準備をいただけるよう、周知にご協力のほどよろしくお願い致します。

^{*}事業者登録日以降に着工した住宅が補助対象となります。

3. 事業内容の説明動画の公開について

説明動画「こどもみらい住宅支援事業について」を国土交通省ホームページにて公開いたしました。説明資料は別添1のとおりです。本資料をご活用いただきつつ、積極的な周知にご協力のほどよろしくお願い致します。

<国土交通省住宅局ホームページ>

「こどもみらい住宅支援事業について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

4. 「こどもみらい住宅支援事業の内容について」の改訂について

令和3年12月2日に公表した「こどもみらい住宅支援事業の内容について」を別添2のとおり改訂しましたのでお知らせいたします。改訂後の「こどもみらい住宅支援事業の内容について」は別添3のとおりです。

《本通知に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

課長補佐 佐藤 貴彦（内線39472）

係長 池本 裕一（内線39471）

<こどもみらい住宅支援事業に関するお問い合わせ先>

こどもみらい住宅支援事業お問合せ窓口

電話：03-6732-8830

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）

※上記は1月10日までの暫定窓口であり、以降は事務局において専用のコールセンターを開設する予定です。